

1 【15-1 児童福祉法28条1項 認容した事例】

2 平成27年(家)第××号 児童福祉法28条1項申立事件

3 番 判

4 住所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 A県B児童相談所長

6 △ △ △ △

7 同手続代理人弁護士 □ □ □ □

8 本籍 A県B市D町×丁目×番×号

9 住所 A県B市E町×丁目×番×号

10 児 童 甲 野 太 郎

11 平成16年6月×日生

12 本籍及び住所 児童に同じ

13 保護者親権者母 甲 野 花 子

14 主 文

15 1 申立人が児童を児童養護施設に入所させることを承認する。

16 2 手続費用は申立人の負担とする。

17 理 由

18 第1 申立ての趣旨

19 主文第1項同旨

20 第2 当裁判所の判断

21 1 本件記録によると、次の事実が認められる。

22 (1) 児童の保護者である親権者母（昭和43年8月生。以下「母」という。）は、
23 平成元年ころ、精神科で診察を受けたことがあり、平成3年ころには、睡眠薬
24 を大量摂取して自殺を図ったこともあった。

25 (2) 母は、平成16年6月、児童を出産し、以降、同人を養育していたが、平成

1 21年ころから継続的に精神科に通院するようになった。

2 母は、平成26年9月ころ、リストカットをして自殺を図り、救急搬送され、
3 同年10月末ころには、市の子育て支援課に対して母の体調が悪いときに児
4 童を預かって欲しいと相談するようになった。

5 (3) 平成27年1月×日に母の父方祖母（児童の母方曾祖母）が死去し、これを
6 きっかけに、母・児童とも精神的に不安定となり、同年2月には、母自身のう
7 つ状態が悪化し、児童の食事の支度も困難な状態になった。そのため、母は、
8 児童の一時保護を求め、これをきっかけに、A児童相談所において、約1週間、
9 児童につき、児童養護施設に一時保護委託した。

10 この間も、母は、4、5日分の薬を服用したこともあったが、同月末ころに
11 は、回復の兆しも見え、また、母自身が児童の引き取りを希望したことから、
12 上記一時保護委託は解除された。

13 ところが、母は、平成27年6月中旬、うつ病で通院していた心療内科クリ
14 ニックから処方された薬を大量服用し、救急搬送されるに至り、以降、母は、
15 ほぼ毎日のように飲酒して、月2回程度の割合で家の中で暴れ、児童に物を投
16 げたり、出て行けなどと言って、児童を戸外に閉め出したりするようになり、
17 母の精神状態が落ち着くまで、児童から連絡を受けた母の知人が世話をする
18 といったことが繰り返されるようになった。

19 (4) 母は、平成27年9月×日ころから、精神状態が悪化し、飲酒して家の中で
20 暴れた上、児童を戸外に閉め出し、児童は母の知人宅で世話になることを余儀
21 なくされたことから、児童自身、施設入所を考えるようになり、同月1×日、
22 市子育て支援課に母の知人と共に訪れてその旨相談した。そして、同日、児童
23 が、入所のため着替え等を取りに自宅へ戻り、鍵がかかっていなかったため家
24 の中に入ろうとしたところ、母は、児童に対し、包丁を手にして、入るな、ど
25 こにでも行けなどと言った。

26 同日、児童につき、児童養護施設への一時保護委託がされた。

1 (5) 母は、児童が一時保護委託された後も、薬の大量服用に及び、アルコール摂
2 取を断つこともできず、また、児童の引き取りを要求して児童が通学する小学
3 校を訪問して大声を出したこともあった。

4 (6) 母は、現在、児童を児童養護施設に入所させることに反対している。

5 2(1) 前記1で認定した事実によると、母は、児童の出生後一人で同人を養育監護
6 してきたが、これまで複数回に渡り自殺を図ったり、うつ状態が悪化した際に
7 は児童の身の回りの世話が困難になったことがあったりしたばかりか、平成
8 27年半ばからは毎日のように飲酒しては家の中で暴れたり、月2回程度の
9 割合で飲酒の末児童を戸外に閉め出すようになったりした上、同年9月には、
10 帰宅した児童に対し、包丁を向けるに至り、また、この頃には、児童自身、施
11 設入所を考えるようになっていたというのである。そうすると、児童が、心身
12 とも不安定な環境で生活を余儀なくされていたことは明らかであるのみなら
13 ず、身体・生命の危険に曝される事態も生じるに至ったのであるから、もはや、
14 母に児童を監護させることは、著しく児童の福祉を害するものといわざるを
15 得ない。

16 (2) 前記1(6)のとおり、母は、児童を児童養護施設に入所させることに反対して
17 いるが、前記1(5)によれば、母の精神状態は、現在のところ、不安定なまま回
18 復の目途が立っていないといわざるを得ない。

19 (3) 以上によると、本件においては、児童の福祉のためには、児童福祉法28条
20 1項1号、27条1項3号に基づき、児童を児童養護施設に入所させて安定的
21 な生活環境を与えることが必要であるというべきである。

22 3 よって、本件申立ては理由があるから、主文のとおり審判する。

23 平成27年12月×日

24 A家庭裁判所

25 裁判官 ○ ○ ○ ○

26

1 【15-2 児童福祉法28条2項 認容した事例】

2 平成27年（家）第××号 児童福祉法28条2項申立事件

3 審 判

4 住所 A市B町××番地

5 申 立 人 A 児 童 相 談 所 長
6 △ △ △ △

7 本籍 A市C町×丁目×番

8 住所 A市D町×丁目×番×号

9 児 童 丙 川 春 男
10 平成17年10月×日生

11 本籍 A市C町×丁目×番

12 住所 A市D町×丁目×番×号

13 保 護 者 親 権 者 母 丙 川 秋 子
14 主 文

15 1 申立人が児童に対する障害児入所施設入所措置の期間を平成27年8
16 月×日から更新することを承認する。

17 2 手続費用は申立人の負担とする。

18 理 由

19 第1 申立ての趣旨

20 主文1項同旨

21 第2 当裁判所の判断

22 1 本件記録によると、次の事実が認められる。

23 (1) 児童は、児童の親権者母（以下「保護者」という。）とその亡夫（以下「父」
24 という。）との間の長男として出生したが、父は、腎疾患に伴うステロイド使
25 用により薬剤性気分障害を併発し、平成24年8月×日ころ、自死した。

1 (2) 保護者は、平成17年に父と婚姻する以前から、外出困難等を訴えて精神科
2 で通院し、投薬治療を受けるなどしていたが、婚姻後、父が上記薬剤性気分障
3 害を発症したことにより同人から暴力を受けるようになり、父が自死する直
4 前には、シェルターに避難する事態に至っていた。保護者は、上記避難中に、
5 父の自死を発見し、以降、その情動が極端に不穏となり、父からの暴力被害と
6 父の自死場面目撃の双方によりトラウマ性反応が混在して生ずるようになっ
7 た。

8 一方、児童は、知的障害（軽度精神遅滞域）があることから、就学時には、
9 支援学校に進学した。

10 (3) 保護者は、平成25年3月×日、父死亡後から受給するようになった生活保
11 護費が父の遺族年金受領により受給停止となったことを機に、大量の睡眠薬
12 摂取により児童との無理心中未遂を引き起こした。そのため、児童は、その後、
13 一時保護所に一時保護され、同月1×日には、障害児入所施設に一時保護委託
14 された。この間、保護者は、同月×日に緊急措置入院先から退院した後、今度
15 は単身、感電による自殺を図った。

16 (4) 平成25年7月1×日、申立人が児童（当時小学校2年生）について申し立
17 てた児童福祉施設入所措置等の承認申立事件（当庁平成25年（家）第××号
18 事件）において、児童を障害児入所施設に入所させることを承認する旨の審判
19 がなされ、同審判は同年8月×日、確定した。

20 そこで、申立人は、同月×日、同審判に基づき、児童を障害児入所施設（以
21 下「本件施設」という。）に入所させる措置（以下「本件入所措置」という。）
22 をとった。

23 (5) 保護者は、本件入所措置後、申立人に対し、その所在を明らかにしようとし
24 ないばかりか、児童の一時保護から本件入所措置に至る経緯について苦情や
25 謝罪要求を繰り返し、更には、児童は要らないから保護者に返さなくてよいな
26 どと述べたこともあり、本件審判手続においても、同様の趣旨の陳述書を提出

1 した。

2 (6) 児童は、本件入所措置後、本件施設で規則正しい生活を送り、同施設から小
3 学校の特別支援学級に通学し、学校から出される課題に真面目に取り組んで
4 いる。児童は、身辺整理の自立度やコミュニケーション能力が高く、本件施設
5 において元気に生活しているが、一方で、自分の物や場所にこだわり、他児、
6 とりわけ重度障害児への思いやりが少ないとといった面が見受けられ、この点
7 に関しては、自分が大切にされる体験を積み重ねていくことで、他者も同じよ
8 うに大切にされるべき存在であることを経験的に学んでいくことが課題とさ
9 れている。

10 児童は、家庭裁判所調査官に対し、今後の生活について具体的な希望はない
11 趣旨の発言をしている。

12 2 前記認定事実によれば、児童は、本件入所措置後、本件施設において安定した
13 生活を送っていること、他方、保護者は、本件入所措置後、申立人に対し、その
14 所在を明らかにせず、苦情や謝罪要求を繰り返しており、申立人の指導措置は進
15 んでいないことが認められ、その他一切の事情を考慮すると、現状においては、
16 本件施設において安定した生活を継続することが児童の福祉のために必要であ
17 り、本件入所措置を継続しなければ、著しく児童の福祉を害するおそれがあると
18 いうべきである。したがって、入所措置の期間を更新するのが相当である。

19 3 よって、主文のとおり審判する。

20 平成27年8月×日

21 A家庭裁判所

22 裁判官 ○ ○ ○ ○

23

24